パンデクテン体系における「家族法」について

前 田 達 明

本稿の目的

と呼び、その成立史を探究しようとするものである。 も、ドイツ民法典の第四編「Familienrecht」、第五編「Erbrecht」に倣っている。そして、このドイツ民法典の体系は、 体系について理解を深めることが不可欠となる。そこで、本稿においては、この「親族」、「相続」を一括して「家族法」 パンデクテン体系と呼ばれている。したがって、日本民法典の「親族」、「相続」の理解の第一歩として、パンデクテン 日本民法典の体系は、周知のように、ドイツ民法典のそれに倣っている。すなわち、第四編「親族」、第五編

第二 パンデクテン体系の生成

- (1) 結局、Gemeines Recht、すなわち、高度に発達したローマ法の方が、多く適用された。 における法的紛争の解決に対しては、あまり役立たなかった(すなわち、何ら解答を用意していない=空白部分が多い)。 Recht)として、適用されることになった。それならば、「ローマ法」は、あまり重要でなくなったのかというと、そう 第一次的に適用され、それが欠けている場合にのみ、継受されたローマ法が、ドイツ全土に共通した普通法(Gemeines ではない。文化水準の低い農業社会の法として育ったLandesrechtは、商業社会へ切り替わろうとしていた当時の社会 ーマ法は重要な法源であった。そして、帝国の権力が有名無実となって後、まず、各地方固有の法(Landesrecht) 中世ドイツにおいては、一三、一四世紀頃から、ローマ法の継受が始まり、特に神聖ローマ帝国下においては、 が П
- 現実に適合するように、これを修正する作業が、ドイツでは、大いに行なわれた。これを「パンデクテンの現代的慣用 くく、また、大原則を定めて演繹的に思考を進めるという、この思想にも適合せず、一般条項的な法命題が求められた。 具体的記述は、体系的抽象的記述へと進んだ。そして、その傾向と体系化は、近代自然法思想によって、大いに発展さ せられた。すなわち、 (usus modernus pandectarum)」と呼んでいる。これによって、「ディーゲスタ」=「パンデクテン」の法文の個別的 如何に優れたローマ法とはいえ、一六、一七世紀のドイツの法状況に、ぴったりとはいえなかったため、 個別的具体的記述は、時と所を問わない自然法という思想(自然法の普遍的妥当性)に適合しに

系における「人の法」から、抽象的「個人(Individuum)(取引市民(利益)社会の主体)」を抽出して「総則」に規定 さらに、近代自然法思想は、「家族法」という法分野を生み出した。すなわち、インスティトゥーティーオー ここに、「総則」(さらに、物権の「総則」、債権の「総則」)が生み出された。

平和で安全な生活を営むための最も基礎的な基盤として、「家族(夫婦そして親子)」を「共同体」として、その経済的 ら由来するものであった(前田達明「民法収」一九八○年(青林書院)八頁)。そのために、まず、市民社会の個人が、 gentium = Volkerrecht)を規定した。それは、近代自然法思想の目的に由来する。すなわち、当時のヨーロ 基盤である「家産」の継承を「相続」として、法的に規制し、次に、その「家族共同体」の保護のために「国家」が存 おける国民国家間の紛争状態を眼前にして、すべての人が平和な生活を送れる社会を法的に保障したい、という目的か し、その「個人」の属する「国家(Staat)」を「個人」に対比し、その上で、「国家」間の法たる国際法

在し、そして、その国家間の法的規制(戦争の〝正当原因〞を規定して、正当でない戦争の防止)として、「国際法

et gentium (自然法及び万民法の体系)"において、それが、より明らかとなった。すなわち、次の如くである。 独立している。しかし、彼にあっても、まだ、「相続法」の分離は見られない。そして、かつてドイツ啓蒙主義哲学の「首 領(das Haupt)」と呼ばれたヴォルフ(Christian Wolff. ドイツ。一六七九~一七五四)の"institutiones juris naturae の継承者プーフェンドルフ(Pufendorf.ドイツ。一六三二~一六九四)であった。すなわち、婚姻、父権、家長権とい った「親族法」が、「自然法と万民法について(de jure naturae et gentium)一六七二」(全八巻)の「第六巻」として その願いを法体系化したのが、「近代自然法の父」と称されたグロティウス(Grotius.オランダ。一五八三~一六四五)

を必要とした。

所有権、 並びにそこから生じる諸債務及び諸権利について

自然法総論、並びに自身、他者及び神に対する諸義務について

支配権 (=権力関係)、並びにそこから生じる諸債務及び諸権利について

六〇巻七号

(三〇四九)

パンデクテン体系における「家族法」について

私的支配権について

1. 支配権及び共同体 (=団体) 総論について

2 婚姻、すなわち夫婦共同体について

3 血族関係及び姻族関係について

4.

5 相続の法、すなわち遺言相続及び無遺言相続について 父方共同体及び家父 (=家長、家父長)権について

6 奴隷 (身分) と主従関係について

7.

家族(haus)について

公的支配権、すなわち国家の法について

第四部 万民法(=諸国民の法)について

私的支配権(imperio privato. gemeine Herrschaft)の下に、「家族」の構成要素と「相続」についての法を置く、とい 第一部 「総論」 があり、 第二部に「所有権」と「債務 (契約など。債権)」という財産法があり、

Entstehung des modennen Pandektensystems, Zeitschrift der Savigny-Stiftung fur Rechtsgeschichte, 42Bd (3)そして、一九世紀ドイツ法学が、その体系化を完成させた。その体系をパンデクテン体系という(Schwarz, Zur

う体系が成立した。

Romanistische Abt., 1921, S. 578 ff.(ZRG. Abt. 42)、赤松秀岳「一九世紀ドイツ私法学の実像」一九九一年(成文堂)

二六一頁)。パンデクテン体系の創始者といわれるハイゼ(Heise. ドイツ。一七七八~一八五一。Grundriss eines

第五章 本質的に相対する(双務)契約	第四章 債権の消滅	第三章 債権の成立と根拠	第二章 債権の目的	第一章 総則	第三部 債権(Obligationen)	第三章 地役権	第二章 所有権	第一章 総則	第二部 物権(Dingliche Rechte)	第四章 人	第三章 権利の行使と保護	第二章 諸権利	第一章 法源	第一部 総則(Allgemeine Lehren)	Systems des gemeinen Civilrechts zum Behuf von Pandecten-Vorlesungen. 1807)の体系は、
第十章		第九章	第八章	第七章			第五章	第四章			第七章	第六章	第五章		Pandecten-
賠償と刑罰への債権		不作為と原状回復への債権	行為への債権	返還への債権			質(抵当)権	借地権と地上権			(1) 空間の関係(住所等) (2) 期間の関係	行為	物		Vorlesungen. 1807)の体系は、次のようである。

パンデクテン体系における「家族法」について第六章 供与あるいは給付への債権

第十一章 付属的債権

同志社法学 六〇卷七号

第四部 人的物的権利(Dinglich-persönliche Recht)

第二章 第一章 父権 婚姻

第三章

後見

第五部 相続法 (Erbrecht)

第一章

総則

法定相続順位 第七章 相続財産の取得

遺言

終意処分の執行と廃止

第六章

遺留分(Successio necressaria)

第八章

遺贈

物

の取得

第九章 遺贈 物 の種類

第十章 相続権の喪失

そして、かの有名なサヴィニー(Savigny. ドイツ。 一七七九~一八六一)も、この体系を支持した。

第六部

原状回復

第五章 第四章 第三章

特別遺言(兵士の遺言など)

いた教科書(一八九二年)によって、そのパンデクテン体系が完成した。すなわち、 そして、最大最高のパンデクテン法学者であるヴィントシャイト(Windscheid. ドイツ。一八一七~一八九二)

が書

第一部 法一般について 権利一般について

第一章 権利の概念と種類

権利主体(自然人と法人)

権利の発生、 消滅、変更(法律行為など)

第四章 権利の行使、 侵害、保護

物権法

(Sachenrecht)

第四部 債権法 (Recht der Forderungen)

第五部

親族法

(Familienrecht)

相続法(Erbrecht)、となっている。

(4) 権」に二分され、第三に、家族法が「親族法」と「相続法」に二分され、第四に、通則としての「総則」、そして、更に、 要約するならば、パンデクテン体系は、第一に、財産法と家族法に二分され、第二に、その財産法が「物権」と「債

その「総則」の「人」は市民(取引)社会における取引主体としての抽象的な個人(自然人、法人)、抽象化された取 っている。この財産法において、物権と債権という二大権利の体系となっているのは、ローマ法における、「対物訴権 ティーオーネン体系」といえる。松尾弘「民法の条文とは」法学セミナー二〇〇六年五月号一四頁)、という特徴を持 引(権利発生、変更、消滅などが規定された。)が冒頭におかれる(その限りで、「絵則」は、「小型インスティトゥー

(actio in rem)」と「対人訴権(actio in personam)」の模倣である。

紀三 ドイツ民法典における「親族法」と「相続法」

- (1)第三編が「物権」、第四編が「親族」、第五編が「相続」となっている。 ィントシャイト」と呼ばれたほどである。そのドイツ民法典は、前述のように、第一編が「総則」、第二編が「債権」、 ドイツ民法典は一九○○年に施行されたが、その法典は、ヴィントシャイトの影響が強く、その第一草案は「小ヴ
- の大きな特徴といえる。これは、近代自然法思想にもとづくものである。そして、注目すべきは、ハイゼの体系におい ては、親族法を物的人的権利(dinglich-persönliche Recht)という統一的標題のもとにまとめられていることである。 ハイゼが、あえて親族法(Familienrecht)という用語を避けて、このような用語を採用したのは、一八世紀後半ドイ そして、親族法と相続法の二つの法分野によって、「家族法」が形成されたことも、 前述のように、ドイツ民法典

Recht)」の他に、「物件に対する仕方で人格に対する権利(das auf dingliche Art persönliche Recht)」という用語を用 カントは、「人倫の形而上学(Die Metaphysik der Sitten, 1797)」において、「物権(Sachenrecht)」と「債権(Persönliche ツにおける「時代精神(Zeitgeist)」の代弁者たるカント(Kant. 一七二四-一八〇四)に倣ったものである。すなわち、

いて、婚姻権(Ehercht)や親権(Elterrcht)を統括しているのである。

わち意思の自律(Autonomie)にもとづく権利義務こそが、「法」の世界の問題である、という理解にもとづく。そして、 互に使用する」権利ということになる。このように、家族関係を「権利」として把握することは、人間の「自由」すな とする。そして、婚姻については、単なる任意の契約ではなく、人間性の法則に従った必然的な契約による性共同体 (commercium sexuale)の形成であり、したがって、婚姻権は「一方の人間が他方の人間の性器と 〝Vermögen〟を相 カントによれば、この権利は、「外的対象を物(Sache)として占有し、人格(Person)として使用する権利」である、

自然科学的思想にたけたカントとしては、夫婦関係を即物的に把握することに、なんの躊躇も感じなかったと思われる。

~一八三一)の考えをみれば理解できる。すなわち、ヘーゲルが、カントの婚姻観を批判したことは有名であるが、そ によって統括されている。このことは、一九世紀前半ドイツにおける「時代精神」の代弁者へーゲル(Hegel.一七七○ それに対して、ヴィントシャイトにおいては、そのような用語は消えて、「親族法(Familienrecht)」という用語

えてきた(三島淑臣・前掲書二五二頁)。そのことを、先進国イギリスやフランスの例から、ヘーゲルは、早くも敏感 こで、ヘーゲルがいわんとしたことは、次のような危機感にもとづくものであった。すなわち、一九世紀ドイツにおい 会たる市民社会において孤立化することとなった。したがって、そこには、婚姻制度の解体と家族の崩壊の危険が芽生 ては、産業革命に始まる資本主義生産と都市化が飛躍的に発展した。その故に、欲望の主体としての「個人」が利益社

したがって、ヘーゲルにあっては、婚姻や親子関係を「権利」関係に解体することは許されず、家族(Familie)によ ーゲルは、家族や国家という共同体を守ることが、欲望の主体としての個人を救済することになると考えたのである。 って統括されなければならなかったのである。そして、このヘーゲルの見解は、サヴィニーによって支持され、ドイツ 強力な権力者ナポレオンによって強大なフランス帝国が建設された、という現実を、ヘーゲルは見ていた。そこで、ヘ

に嗅ぎ付けた。さらに、自由、平等、博愛を旗印にしたフランス革命も現実には理想社会を生み出さなかった、そして、

そして、ドイツ民法典においても、強力な父権が認められた。しかし、夫権については、フランス民法典のような「妻

一九世紀法学界の通説となった(前田達明「愛と家庭と」一九八五年(成文堂)一一六頁)。

なっている。また、妻(配偶者)の相続権も認められた(第一九三一条~第一九三四条)。これは、フランス民法典に の行為無能力者」制度を認めず、夫の住所決定権(第一三五四条)などの例外は別として、比較的に夫婦同等の扱いと

パンデクテン体系における「家族法」について 同志社法学 六〇卷七号 (三)五五五 比して、一○○年の時を経て、妻の地位についての意識が変化したことの反映であろう。

(4)いたのであろうか このようなカントの生きた一八世紀ドイツとヘーゲルが眼前にした一九世紀ドイツの社会は、どのように異なって

作付け面積は三分の一であり、ほぼ自給自足経済であった。そして、当時ドイツの約二五〇〇万人の人口のうち、 の三は農村に生活していた。そして牧畜業は、秋には牧草不足のために、家畜の一部は屠殺しなければならず、冬の肉 一八世紀のドイツにおいて、その農村生活は、中世のそれと大きな変化はなかった。すなわち三圃制で、そのために 四分

ば(Fruchtwechsel)、三圃制をとらずに全耕地を利用できた。ドイツでも、一九世紀になって、農学者テーア 一七五二~一八二八)が、これに倣って三圃制の解消に努めた。さらに、灌漑や排水工事が進み、リービッヒ 他方、イギリスでは、一八世紀に新しい農業方法が採用され、収穫収入を増大させていた。すなわち、 品種を変えれ (Liebig

は常に塩漬けのものであった。そして寒期はヴィタミン不足に悩ませられた。

農業生産は飛躍的に発展した。さらに、農村における問屋制家内工業化(プロト工業化) けが進み、秋の多くの屠殺が回避された。また、農業共同体(Landwirtschaftliche Genossenschaft) は、農村に多くの収入をもた の形成によって

一八〇三~一八七二)により人工肥料の利用が拡められた。牧畜業においても、クローバーやビートなどの牧草の植付

他方、 都市ではマニュファクチュアが進み、さらに、それと共に、機械化と交通網 (鉄道)の発展が、 都市化學

の大きな要因となった(Kaier, Grundzüge der Geschichte, Bd.3, 6. Aufl., 1970. S.220f.

木村靖二編

「ドイツ史」二〇

械制紡績業の開始に始まるといわれている このように、多くの領域で、中世、を引きずっていた一八世紀ドイツに生き、しかし、 (北村次一「近現代のドイツ経済社会」一九七八年 知識としては (法律文化社) 一五頁)。 近代

(山川出版社)一五四頁)。例えば、「純粋ドイツ」といわれるバーデン大公国の「産業化」は、一八〇九年の機

して、学問上は、自然科学をはじめとする〝近代〞の輝かしい成果をみてきたカントとしては、人間理性のみによって

きであろう)、むしろ強力な国家と「健全」な家庭が、欲望の主体としての個人を救済し得ると考えるのも当然であっ 違いに対比できるだろう。 ゲルの違いは、 たろう(なお、鷲田小弥太「ヘーゲル『法哲学』研究序論」一九七五年(新泉社)七五頁)。このようなカントとヘー みによって理想社会が成立するとは考えられず(「現実的なものが、理性的である」というのは、このように理解すべ 九世紀ドイツに生き、前述のように、フランス革命、ナポレオン帝国の成立を見たヘーゲルは、 理想社会が実現できるという〝理性信仰〟(Vernunftglaube)をもったのも当然である。他方、〝近代〟のはじまった一 モーツアルト(Mozart.一七五六~一七九一)とベートーヴェン(Beethoven.一七七〇~一八二七)の 非歴史的な人間理性の

- (5) 則編」の「人」と、「親族編」の「人」に分解されることになった。それは、自由主義経済社会に対応する「民法」と ところで、前述のように、インスティテゥーティーオーネン体系における「人の法」は、ドイツ民法典において、「総
- があり、 民社会における取引発展のために、自由な取引社会の主体として、自由で平等な個人(ドイツ民法第三条)である必要 合理的経済能力を欠く者の保護という観点から規定を設けた。第四条から第二一条)。他方、「家」(国家の基本) 物権と債権が「財産法」である、と意識的に明確化したことに由来する。すなわち、その「財産」の主体は、市 合理的経済人である必要があった。そして、それは、「人」として、「第一編 総則」に規定された(法は、逆
- ての夫、妻、 形成された。しかも、それは、自由な合理的経済人ではなく、強力な国家の基盤としての「家父長制家族」の一員とし を守るために、夫として、妻として、親として、子として、の「身分」にある「人」の法として、「第四編 親、子であった。このように、「人の法」を分解して、一方で、「自由人」(「総則」)、他方で「家父長制下 親族」が

の人」(「親族」)を規定したのは、後進資本主義国家ドイツ帝国の民法体系、そして大日本帝国の民法体系として、必

然のことであったといえよう ンデクテン体系における「家族法」について

第四 結

時と所を問わない自然法の中で、時と所を重視する「親族」と「相続」についての法は、時と所を問わない財産法から (1)いうことが判明した。それは、ある意味で、当時のヨーロッパにおける〝グローバル化〞の産物といえよう。すなわち、 以上の考察から明らかなように、「親族法」と「相続法」の生成は、一八世紀の近代自然法思想の産物である、と

区別する必要があった、と考えられる。

族制度の多様化は、両法分野の峻別を、より必要とするであろう。しかし、他方において、国民国家が存在する限り、 家族制度のコントロールは不可欠であり、先の多様化と国家のコントロールの衝突こそが、近未来の「家族法」の最大 そして、現在、文字通りの〝グローバル化〞時代にあっては、取引社会の共通化の進行と、価値の多様化に伴う家

そして、それは、当然に解釈論にも影響することとなろう。

の問題といえよう。

- 1 が、ドイツ民法典「草案」の順序に倣ったからである。この相違については、前田達明「口述債権総論第三版」一九九三年(成文堂)八頁 正確にいうと、ドイツ民法典では、第二編が 債権 (Schuldrecht) 第三編が「物権(Sachenrecht)」となっている。それは、日本民法典
- 2 ワソナアドではなく、日本人の手で起草されたが(石井良助「民法典の編纂」一九七九年(創文社)二三一頁、高橋良彰「旧民法典ボアソ これに対して、「旧民法」(明治二三年公布。いわゆる「ボワソナアド民法」。前田達明「史料民法典」二○○四年(成文堂)九四二頁)に である。なお、その「第十五章」は「夫婦財産契約」である。これらの部分は、日本の「慣習習俗」を考慮して立法すべきであるとして、ボ おいては、「親族」に該当するのは「人事編」であり、「相続」に該当するのは「財産取得編」の「第十三章 相続」「第十四章・ ド起草部分以外(法例。人事編・取得編後半)の編纂過程」山形大学歴史・地理・人類学論集第八号二〇〇七年五六頁)、「人事編」は 贈与及ヒ遺贈

からきていて、古典期の法学者ガーイウス(Gaius. 二世紀の法学者)が、法学の教科書として著した「法学提要」(船田享二訳「ガイウス法 ース」に由来する。「イーンスティトゥーティオーネース (institutiones.「法学提要」と訳されている。)」とは、ラテン語のinstituo(教化する) 田達明「史料民法典」二〇〇四年(成文堂)四頁)。ところで、インスティトゥーティーオーネン体系は、「イーンスティトゥーティオーネ インスティトゥーティーオーネン体系のフランス民法典の「第一編 人(des Personnes)」に、「財産取得編の第十三、十四、十五章」はフラ 所有権取得の諸方法 (des différentes manières dont on acquiert la propriêtê)」の「第一、二章」に倣ったものである (前

学提要(新版)」一九六七年(有斐閣)参照)の形式にならって、次のような体系である、といわれている。

 市民法と万民法 2. 法の形式 3. 法の分類

1. 自由人と奴隷

2 生来の自由人と被解放自由人

3 生来の自由人

4

被解放自由人の種類

降服者、ローマ市民とラテン人、ラテン人と降服者との相違

アエリア=センチア法

5

フフィア=カニニア法

自主権者と他主権者

7.

他主権者の種類、家長権に服する者、夫権に服する女子、手権に服する者、権力から解放される方法

後見と保佐

後見、保佐人、後見人・保佐人の責任

物の分類

物の法

同志社法学 六〇巻七号

同志社法学

財産中にある物と財産外にある物、有体物と無体物、手中物と非手中物

2

各個の物の取得方法

市民法上の取得方法、自分の所有物を移転する能力のない者と他人の所有物を移転する能力をもつ者、市民法上の取得方法と

自然法上の取得方法、後見に服する者の取得、権力に服する者による取得

4 債権

3

物の包括取得

相続と遺産占有、総財産の売却、他人の家長権内に入る場合、 相続財産の法廷譲歩

債権の最高の分類、

契約から発生する債権、不法行為から発生する債権

第3章

訴訟の法

訴訟

2 訴訟の分類、訴訟の当事者、訴権の消滅

抗弁の目的・起源および形式、抗弁の効力。永久抗弁と猶予抗弁、反抗弁・再抗弁および反再抗弁、

前加文

3

特示命令

特示命令の分類、 特示命令の手続と効果

4 乱訴の制裁と反訴

5 敗訴者に破廉恥の汚点をつける訴訟

6

法廷招致と再出頭保証契約

村上淳一「法学史」一九七六年(東大出版会)二五頁以下(柴田光蔵))。 東ローマ帝国(六世紀~一五世紀)において、法学校の教科書として公布施行された、といわれている(碧海純一=伊藤正己=

3

た(「古代資本主義」。柴田光蔵「ローマ法概説」一九八一年(玄文社)一一〇頁)。そして、ローマ法は、そのような高い文化度を反映する 古典期たる一、二世紀頃、ローマ市は、約一〇〇万人の人口をもっており、地中海を中心に、大商業が展開されて、高度の文化をもってい

ものであった。もっとも、それは、貴族をはじめとする富裕な市民のための現象であり、一般大衆全体の消費マーケットが形成されたので

的生産は起こらなかった、といわれている(増田四郎「ヨーロッパとは何か」一九六七年(岩波書店)六九頁以下)。 はなく、人口密度も、ローマ市などを除いて、ローマ盛時でも、1㎞あたり奴隷も含めて一五、六人であったとされ、したがって、資本主義

(4)「ディーゲスタ(Digesta.「学説集」と訳されている。)」とは、ラテン語のdigero(解明する)に由来する。また、「パンデクタエ(Pandectae 「学説彙纂」と訳されている)」とは、 $\pi a \nu$ - $\delta \epsilon \kappa \tau a \iota$ というギリシャ語に由来し、 $\pi a \nu$ (PAN =全)と $\delta \epsilon \kappa \tau a \iota$ (dexomai)($\delta \epsilon \chi o \mu a \iota$ =

encyclopediaにあたる。なお、この $\delta \epsilon \chi$ $o \mu$ a ι の音を移したのが、ラテン語のdicto(言う、命令する)、dictum(言説、命令、神託)である。 受け入れる、聞き入れる、理解する。)の合成語で、´生じたことや言われたことが全て含まれている〟という意味である。英語の

る権限が与えられ、その解答は法律として通用した、といわれている。)を与えられていた。したがって、その学説(法)は大変権威があった。 って、「ディーゲスタ」に採録されている法学者達は、いわゆる「(勅許) 解答権」(ローマ皇帝の認許にもとづいて法律問題について解答す 「学説彙纂」は、ローマ法の最盛期たる古典期(B.C.27~A.D.284)の法学者の学説を採録したものである。学説といっても、今日の学説と違 "ディーゲスタ」は、法文総数九一四二あり、五○巻から成り、現代のローマ法研究者は、それを次のように七部にわけている。

第1巻=法の概念、法源、人の地位、政務官についての法文

第2、3、4巻=私法一般についての法文

第2部(第5巻~第11巻)=裁判についての法文

第3部

(第12巻~第19巻)

第4部 (第20巻~第27巻) =売買、利息、海上消費貸借、証書、証人、証拠、婚姻、後見、保佐についての法文

第5部 第6部 (第37巻~第44巻) (第28巻~第36巻) =遺言についての法文 =相続財産、贈与、奴隷解放などについての法文

46、47巻=契約、 不法行為などについての法文

第7部

(第45巻~第50巻)

第50巻=主として行政法についての法文 49巻=刑事法についての法文

以上は、 概略であって、柴田光蔵 = 西村重雄「学説彙纂第四八巻邦訳(1)(2)」法学論叢一九七〇年八七·四·一 、五·一に表題の詳しい翻

訳がある そして、先の「法学提要」と「学説彙纂」と「勅法集(Codex)」の三部が、東ローマ帝国のユースティーニアーヌス(A.D.483~565) (その時代をユ帝時代という。)が命じて編纂された「ローマ法大全」である。そして、それは法律としての効力を有した。

皇

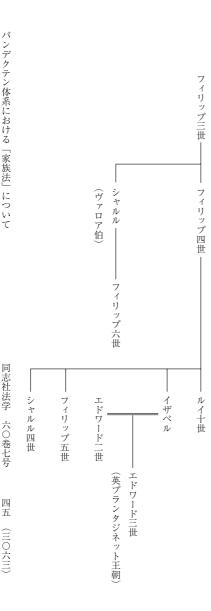
- (Hobbes. イギリス。一五八八~一六七九)は、ユークリッド幾何学をはじめ自然科学に通じていた(上山安敏「法社会史」一九六六年(み いう思想である。そして、近代自然法思想は、幾何学の手法を法学へ持ち込もうとした。例えば、近代自然法論の確立者とされるホップス 近代自然法思想とは、法は人間の本性あるいは理性にもとづくものである、したがって、法とは、全ての人間に通用し得るものである、と
- すず書房)一七五頁以下、石部雅亮「啓蒙的絶対主義の法構造」一九六九年(有斐閣)四四頁以下、三島淑臣「法思想史〔新版〕」 二〇〇一 (青林書院)二二一頁、笹倉秀夫「法思想史講義 [下]」二〇〇七年(東大出版)四六頁)。
- うに〝尊称〟することは不当であるという指摘が有力である。大沼保昭編「戦争と平和の法(補正版)」一九九五年(東信堂)二六六頁(枷 原正治)、三島淑臣・前掲書二一三頁。なお、笹倉秀夫・前掲書七一頁。 波書店)一七頁。なお、アダム・スミス(水田洋訳)「道徳感情論(下)」二〇〇三年(岩波書店)四〇〇頁参照)。近時は、しかし、このよ の正規の体系らしいものを世界に与えようとした、最初の人であったように思われる』(アダム・スミス(水田洋訳)「法学講義」二〇〇五年(岩 例えば、アダム・スミス(Adam Smith. イギリス。一七二三~一七九〇)は、次のように述べている。「グロティウスは、なにか自然法学
- 七章」において「法規による承継取得」(無遺言相続などが論ぜられる)、「第十二章」において「契約」、「第十七章」において「損害」と賠 物の「原始取得」、「第四章」において「推定的放棄」と「先占』使用取得」と「時効取得」、「第五章」において「対人権」の「原始取得」(親 グロティウスにおいても、「親族」と「相続」が語られている。すなわち、「戦争と平和の法(de jure belli acpacis, 1622~1624. 1625)]「第1 平「法思想史」一九五二年(勁草書房)六六頁、シュロッサー(大木雅夫訳)「近世私法史要論」一九九三年(有信堂)七八頁)。ところで、 自身は無神論者ではなかった)、人間の「理性」から「自然法」が現れるとして、「世俗的自然法」(理性法) の時代に入っていった(加藤新 グロティウスによって、「自然法」は、「世俗的自然法」となった、といわれている。すなわち、「神が存在しないとしても」(もっとも、彼 「義務」、「第二十二章」において「不正な戦争原因」について論じている。以上から、明らかなように、「親族」も「相続」も「戦争」の 『正 父権、婚姻、従属者と奴隷に対する権利などが論ぜられる)、「第六章」において「人間行為による承継取得」(遺言などが論ぜられる)、「第 第一章」において、正しい「戦争の原因」として「自己および財産の防衛」を説き、「第二章」において共有の物、「第三章」において

四世(一三二一~二八在位)が死去して、傍系のヴァロア王朝のフィリップ六世(一三二八~五〇在位)が即位すると、シャルル四世の姉 映である(大沼保昭編・前掲書二六六頁(柳原正治))。例えば、「百年戦争(一三三九~一四五三)」は、フランスのカペー王朝のシャルル 当原因〟として扱われている。それは、ヨーロッパにおける多くの戦争が、王族の婚姻、親子関係そして相続が原因となっていることの反

イザベルの息子であるイギリスのプランタジネット王朝のエドワード三世(一三二七~七七在位)がフランス王位継承権(相続)を主張して、 フランスへ侵攻したのが始まりである。

女相続人マリアがハプスブルク家のマクシミリアン一世と婚姻し、ハプスブルク家の領地となった。他方、一四七九年にアラゴン王フェル の分家であるブルゴーニュ家の支配下にあった(森田安一編「スイス・ベネルクス史」一九九八年(山川出版社)二一〇頁)。そして、その 保昭編・前掲書一七頁(山下泰子))。これらの戦争の遠因も「婚姻」である。すなわち、オランダは一五世紀、フランス王家(カペー王朝) ティウス生誕から死までの六二年間は、そのまますっぽりネーテルランド独立戦争の八○年に包みこまれてしまう」と語られている(大沼 一六四八)」、「三十年戦争(一六一八~一六四八)」であり、「キリスト教徒の血で血を洗う戦いへのグロティウスの嫌悪感であった」、「グロ さらに、グロティウスが、この名著「戦争と平和の法」を執筆した直接の動機は「オランダ独立戦争(八十年戦争。一五六八~

〔仏カペー王朝〕



ンのカトリックを強制し、さらに都市に重税を課したため、オランダの貴族や商工業者が反発してはじまったのが、オランダ独立戦争であ ダそしてスペインを支配することになった。カール五世の子フェリペ二世(一五五九~九八在位)は、新教の強いオランダに宗主国スペイ 物語」二〇〇八年(光文社)三六頁)と婚姻し、その子カール五世(カルロス一世。一五一九~一九五六在位)が、オーストリアとオラン 租税、軍制などを維持し、「統一国家」の出現とはいえないとされている。立石博高編「スペイン・ポルトガル史」二〇〇〇年(山川出版社 ナンド二世とカスティーリア王女イザベルが婚姻し、スペイン王国が生まれ(もっとも、 一頁)、二人の間に娘ファナが誕生した。そして、マクシミリアン一世の子フィリップ一世がファナ(中野京子「ハプスブルク家一二の 実際には、両国共に別の法、統治制度、

る (一五六八年)。

したがって、グロティウスが、

「親族」や「相続」について論述しているのは、私法的観点からではなかった。そして、私法学へのグロテ

of Holland by Hugo Grotius, 1926を参照)」にみられる(大沼保昭編・前掲書二六七頁(柳原正治))。この著書(以下、本書という。)は、II て「第十一章~十三章」は婚姻と財産の関係について、「第十四章~第三十一章」は相続(遺言相続と無遺言相続)について、「第三十二章 による取得について、第六章 果実の取得について、第七章 第三章 ついて、第七章 孤児と後見人の任命について、第八章 後見人の権限について、第九章 後見人の義務について、第十章 後見の終了方法、 部からなり、まず、「第一部 ィウスの寄与は、むしろ、彼の「オランダ法学入門(Inleiding tot de Hollandsche Rechts-geleertheyd, 1619-1621. 1631. Lee, The jurisprudence 完全所有権の喪失方法について」、「第三十三章 不完全所有権一般について」、「第三十四章 都市役権について」、「第三十五章 流砂、溢水、沖積による増地の取得について、第十章 所有権について、所有権の種類について、所有権の取得方法、 成年後見について、第十二章 聖職者と俗人について」、そして、「第二部 人の法的状態について、第四章 完全能力と制限能力について、第五章 婚姻について、第六章 両親が生存している子に 法の諸原則と人の法的状態について 嫡出子と非嫡出子について、第十三章 物権について 第一章 時効による取得について、第八章 加工と混同と混合による取得について、第 動産、不動産そして農作物の作出と付合による取得について」記述し、 第一章 法学と正義について、第二章 - 第四章 無主物 (res nullius) の取得について、第五章 物の法的状態とその分類について、第二章 本国人と外国人について、第十四章 貴族と平民について、 法の諸々の種類とその機能につ 占有権について、 前主の承諾

ついて」記述し、「第四章~第二十五章」は契約一般と契約類型について、「第三十章」は不当利得、「第三十二章~第三十八章」は不法行為

権について」、「第三十四章~第四十六章」は用益権について、「第四十七章~第四十八章」は担保物権について、記述している。

一章

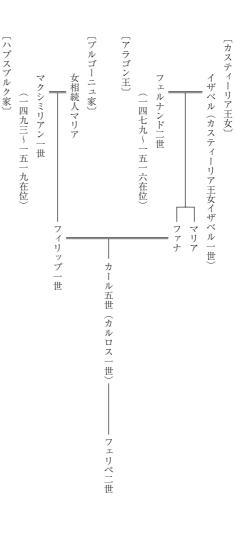
債務一般とその発生原因と種類について、

第二章

贈与について、

第三章

契約・主たる債務者と保証人に



るもので、本書においても、「グロティウスは自然法学的である」(Mitteis)と高く評価されている、と(Thieme, Das Naturecht und die 弁護士として、長年、実務に携わり、その経験を生かして、本書において、自然法的、ローマ法的、ドイツ法的構成要素をもって、まった 務的法問題の体系化を達成したのであり、その意味で、「自然私法」の「父(die Vaterschaft)」であることは異論がない。すなわち、彼は、 く独自の私法体系を完成させた。そして、本書は、自然法の歴史において、看過できず、また、後の自然私法の全ての体系がそれに由来す テン体系である。そして、ティーメ(Thieme)は、グロティウスと本書について、次のように述べている。すなわち、グロティウスは、実 ティウスの私法体系は、インスティトゥーティーオーネン体系を完全に脱却はしていないが、「物権」、「債権」という編別は、正にパンデク について、「第三十九章〜第五十二章」は債務の消滅(例は、弁済や時効消滅)等について、記述している。以上から明らかなことは、グロ

europäishce Privatrechtsgeschichte, 2. Aufl., 1954, S.19ff)°

重ね広く読まれ(Lee, op.cit., p. vii)、また現在でも、高く評価されている、とのことである(大沼保昭・前掲書二七三頁(柳原正治))。 なお、 本書は、オランダにおいて、一九世紀初頭に新しい立法がなされるまでは、「実用書(a book of practiece)」として、しばしば版を

- 8 論か行為自由論か――」法学六九号 二〇〇五年 八三一頁。なお、笹倉秀夫・前掲書七三頁 プーフェンドルフが、 、私法上の「意思理論」の最初の確立者とする考えについては、筏津安恕「私法の一般理論の成立要件 意思自由
- 人間の理性によって解明できる、というのである(ロバーツ(大久保桂子訳)「図説・世界の歴史5」一九八二年(小峰書店)一一〇頁)。 ヨーロッパで、一七世紀末から一八世紀末に主張された思想で、人間的自然的理性を尊重して、新秩序建設を目指した。すなわち、
- Gemeines Rechtたるローマ法、とくに「ディーゲスタ」=「パンデクテン」(学説彙纂)を研究したので、「九世紀普通法学あるいはパン (enlightenment, lumieres, Aufklarung)とは、一六~一七世紀に科学上の大発見が起こり、宇宙は、解明でき、神秘でなくなり、全てのことは、
- 11 des obligatio)、意思表明一般について(Von Willensäußerungen überhaupt)、要物契約(Realcontracte)、諾成契約(Consensual contracte) とされている (Schwarz, a.a.O.S.581.平野裕之「民法総則 Willen) voraussetzen) 不法行為と種々の原因にもとづく債務(obligatio ex delicto & variis causarum figuris)、3.債務の消滅(Ende der obligatio)」、「Ⅲ: とし、それぞれの内容は、「I. その著「現代ローマ法提要(Institutionen des heutigen Römischen Rechts, 1789)」において、「序論(「Einleitung」): I: (Realrechte)、Ⅱ.人的諸債務 (Persönliche Obligationen)、Ⅲ.親族諸権利 (Familienrechte)、Ⅳ.遺産 (Verlassenschaften)、Ⅴ.訴訟 (Proceß). もっとも、フーゴー(Gustav Hugo. 一七六四~一八四四。ヴィーアッカー(鈴木禄弥訳)。「近世私法史」一九六一年(創文社) 人に対する権利(Obligatio. Ius in personam). 1.物に対する権利との関係(Verhältniß zum jus in rem)、2.債務の発生諸原因(Quellen 相続人の指定(Erbes Einsetzumg) 他の定め(andere Verordnungen))」、という体系を採用し、パンデクテン体系を最初に創始した。 (Familien = Rechte).婚姻(Ehe)、父権(Väterliche Gewalt)」、「Ⅳ. 相続一般 (Erbschaft überhanpt)、2. 物についての権利(Ius in Rem).所有権(Eigentum)、用益権(Servitut)、質(抵当)権(Pfandrecht))」、「Ⅱ (第二版) 」二〇〇六年(日本評論社)三頁)。 しかし、彼は、後の「現代ローマ法 遺言にもとづかない相続 (Erbschaft ab intestato)、3. 死亡を前提とする諸権利(Rechte, welche einen Todesfal 最終意思(letzte 物的諸権利

種類。A.自然人、B.

(Lehrbuch des hetigen Römischen Rechts, 1816)」 とねらい

次のように、その体系を変更している。「序論」、「一般概念。『Ⅰ・

行為の種類。A. 有形的行為、B.

法的行為』」、「各論あ

法人』。『Ⅱ.物の種類。A.有形物、B.法的物』。『Ⅲ.

- 族関係の物への影響、 るいは私権自体。『I· 1. 物についての理論。A.「家族関係と遺産」以外の物の理論、 婚姻、 2. 父権、3. 後見。C. 遺産、 1. 法定相続の結果、 1. 2. 所有権、2. 遺言による相続の結果、 用益権、 3. 質 3 他の終意の定め。』 В.
- 判手続』。 債権についての理論。A. 債務、 1. 契約、2. 加害行為、3. 混合された事例(vermischte Fälle)、債務の終了。 В. 訴権。 C_.
- 12 個人の不完全性を補充する婚姻、父権、親族関係の総体を親族法(Familienrecht)といい、死者の財産の取扱いについての総体を相続法 表される物権と債権は個人の力(Macht)を拡張する法律関係(Rechtsverhältniß)であり、 〔Erbrecht〕という(サヴィニー(小橋一郎訳)・前掲書二九九頁以下)。 サヴィニー(小橋一郎訳)「現代ローマ法体系」第一巻(一八四〇年)(一九九三年、 成文堂)三四〇頁。サヴィニーによれば、 その総体を財産法(Vermögensrecht)といい、
- 13 actio in personamは、人に対する訴権=対人訴権である。すなわち、actio in personam=債務者のみに給付を請求し得る訴権 したがって、 か認められず(方式書訴訟)、任意に履行がなされないと全財産売却(bonorum venditio)を行ない(法務官の執行)、金銭弁償しかなかった。 の購入訴権=売主に対して買った物を引き渡せと訴えることのできる権利。actio empti)で、古くは(一二表法(前四五〇年頃制定) その所有権から出てくる、ということである(クリンゲンベルク(瀧澤栄治訳)「ローマ物権法講義」二〇〇七年(大学教育出版)三五頁)。 に対する権利である。すなわち、自分の所有権に服する「物」が他人に奪われたら、その盗人に、返せ!と請求する権利 自体が回復できた)である。物権が「物」に対する権利といっても、法そして権利が、人と人の関係であることから、物権も、 actio in rem は、 前三世紀中頃まで。法律訴訟)、債務者の身体への強制執行が認められた(殺害あるいは債務奴隷)。その後も、原則として包括執行し 売買訴権では、買主は、当該目的物を入手し得る保障はなかった。なぜなら、「物」への訴権でないからである(ベーレンツ(河 物に対する訴権 = 対物訴権(物の直接的支配を妨げる全ての人に対する訴権(例えば、rei vindicatio)で、物の直接的支配 (物権的請求権)が (例えば、
- 14 島淑臣 「婚姻の人倫性と市民社会」(加藤新平教授退官記念論文集) 一九七六年二二九頁 カントが、真に表明したかったことは「物権でも債権でもない第三の種類の権利」ということであった、ともいわれている。三

上正二訳)「歴史の中の民法」二〇〇一年(日本評論社)三二四頁、クリンゲンベルク(瀧澤栄治訳)「ローマ債権法講義」二〇〇一年(大学

教育出版)三、四頁)。

15 における他のある人の状態」(妻、子、奉公人。 das auf dingliche Art persönliche Rechtの対象)を挙げている(カント(樽井正義=池尾嘉一 カントによれば、「私の選択意思(Willkur)の外的対象」として、「有体物」(物権の対象)、「他人の給付意思」(債権の対象)、

同志社法学

- (16) カントの大学卒業論文(一七四六年)は、「生きた力の真の測定についての考察」という「力学」の論文であり、一七四九年には「一般自 界の名著三二 カント」一九七二年(中央公論社)一七頁以下。) 然史」、一七五二年には「地球の自転の仕方に変化があったかどうか」、一七五四年には「火について」という論文を書いている(野田又夫「世 「人倫の形而上学」二○○二年 (岩波書店) 六九頁、永尾孝雄 「カント家族法論の現代性」(三鳥淑臣教授古稀祝賀論文集) 二○○三年二○七頁)。
- る(小川仁志「ヘーゲルの多元主義国家観」ヘーゲル哲学研究|二巻二○○六年(こぶし書房)|五五頁)。なお、笹倉秀夫・前掲書|||頁・ Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts(法哲学綱要), 1821, § 161(藤野渉=赤澤正敏訳「法の哲学」(「世界の名著」3三五

(IT) そして、ヘーゲルは、利益社会たる市民社会さえ、今日の意味での福祉行政(Polizei)の担い手となるべきことをも主張していた、とされ

- 置付けについては、碧海純一ほか編・前掲書一三四頁以下(村上淳一)に詳しい。なお、笹倉秀夫・前掲書一一七頁、 形成するという(\$163)。なお、(長谷川宏訳)「ヘーゲル法哲学講義」二〇〇〇年(作品社)三一九頁参照。カントとヘーゲルの法学上の位 九六七年(中央公論社)三八八頁)。ヘーゲルは、婚姻が〝家族(Familie)を一人格(eine Person)にする〟、すなわち「家族共同体」を
- 19 schön)」と誉め称えている(サヴィニー(小橋一郎訳)・前掲書三〇八頁)。 (Grundlinien der Philosophie des Rechts) § 161、が「婚姻は法的な道徳(倫理)的愛である」とするのを、「非常にすばらしい(sehn サヴィニーも、親族は三つの不可分に統合された姿を得る、すなわち本性的、道徳的および法的姿である、という。そして、Hegel "Naturrecht
- という(サヴィニー(小橋一郎訳)・前掲書七〇頁)。 的目標を達成するための手段の増大と純化に役立だけのものだからである(したがって、それには、一つの新しい目的が含まれるのでない にあっては、それはキリスト教にもとづく)、それと独立して国家経済原理を目標とする必要はない、と主張する。何故なら、後者は、 ここで、注目すべきは、サヴィニーの次の見解である。すなわち、法の課題、目的は、人間の本性の道徳的使命、目標の達成であり(彼
- 第一六二六条~第一六八二条。母は、父が死亡等あるいは離婚したときのみ、親権をもった。第一六八四条~第一六九八条
- 所有権の取得方法の一つとして、しかも、相続や遺言より後の章において扱われているのが注目される。 ところで、フランス民法典では、前述のように、物権法、債権法といった区別はなく、特に、我々が、今、債権法として扱っている問題は
- 概論原論上」一九七四年(東大出版会)一四七頁以下)。というのは、封建時代においては、物、特に土地や生産財に対する支配関係が重要 エールリッヒ(川島武宜=三藤正訳)「権利能力論」一九四二年(岩波書店)一○四頁以下、ツヴァイゲルト=ケッツ(大木雅夫訳) これは、なるほど、フランス民法典はフランス革命(一七八九年)の成果ではあるが、法典自体は意外と保守的であることを示している

C. c. 第三七三条~第三八七条)と夫権(妻は夫に服従する義務があり(C. c. 第二一三条)、妻は行為無能力者であった(C. c. 第二一五条~ 井憲彦「フランス史」二〇〇一年(山川出版社)二七九頁)。さらに、制定時には、血族のいる場合には、妻(配偶者)の相続権が認められ 第二二五条)。それらは、やっと一九三八年の改正で廃止された。)を規定し、女性の社会的地位は一八世紀よりも後退したといわれている(福 否定したといわれている(稲本洋之助「フランスの家族法」一九八五年(東大出版会)一九、九一、三二九、三四二頁)。なお、この妻の無能 なかった(C. c. 第七六七条)。したがって、フランス民法典は、「財産法」においては「フランス革命思想」を肯定し、「家族法」においては 重要となりつつあったブルジョワ社会の法状況を十分に把握していなかったといえる(凡そ、法典には、概してそのようなところがある)。 たる貴族社会における土地の権利の移転方法を考えてみよう)、売買などの契約によるものは、二の次であった。法典としては、当時、正に な法律問題であり(今でいう物権法)、その所有権などの移転方法として重要なものは、主として、相続であり、遺言であり(大土地所有者 さらに、ナポレオンの意志によって、秩序の安定と権威の継承のために、家父長家族制が採用され、強力な父権(父が強力な親権を有した。 日本においても、 旧民法典(人事編第六八条~第七二条)さらに現行民法典(第一四条~第一八条)に継受され、 一九四七年

22 例えば、ドルトムント市の人口は一八一六年に四〇〇〇人であったものが、一八六四年には二八〇〇〇人になった。

止されるまで存在した。

- 前掲書三四七頁図1)。 そして「市民社会」も国家の統制下にあるべきである、というのが、ヘーゲルの考えであった。Hegel, a.a.O., \$290(藤野渉=赤澤正敏訳
- 24 の法」という類型化を行なっている。 大村敦志「家族法〔第2版補訂版〕」二○○四年(有斐閣)は、「婚姻家族の法」、「非婚姻家族/準婚姻家族の法」、「拡大家族/複合家族

例えば、婚姻意思については、どのように考えるべきか。立法論は別として、内田貴「民法N

25

ーミング」が妥当でなく、前者は「婚姻の法律効果を全面的に受容する意思」、後者は「婚姻の法律効果を部分的に受容する意思」を指すと 頁のいう「行為規範」の視点による「婚姻意思」である(なお、内田貴・前掲書五八頁に、「実質的」意思と「形式的」意思というのは、「ネ おける親と子、そして場合によっては、老いた祖父母を含めた)共同体を形成する意思〟ということになろう。これは、内田貴・前掲書六一 頁の指摘するように、現在の「日本親族法」が、「私的保護法」としての機能をも有しているとすれば、そして、日本の社会保障制度の実状 に鑑み、近未来において、それが全て「公的保護法」に移行するとは考えられないならば、それは、ヘーゲルのいうように〝家族(将来に 補訂版」二〇〇四年(東大出版会)一〇

いうのは、誠に正鵠を得ている)。

同志社法学

パンデクテン体系における「家族法」について 同志社法学 六〇巻七号 五二 (三〇七〇)

釈(〝婚姻の届出がないときは、婚姻不成立で無効以前の問題である〟)を、整合的に説明するには、婚姻届出(そして受理)は婚姻成立要 一項の解釈(〝婚姻は届出によって成立する〟)、民法第七四二条第一号の解釈(〝婚姻意思がないときは婚姻は無効である〟)、同第二号の解 なお、蛇足ではあるが、婚姻意思は、婚姻の届出と共に、婚姻の成立要件である、と一般に説明されている。しかし、民法第七三九条第

件であるが、婚姻意思は、成立要件でなく、効力要件である、とするのが妥当ではなかろうか。それは、民法第七三二条の解釈においても

有益である(伊藤昌司教授の御教示による)。